

いつもお世話になっております。

猛暑の毎日でございますが、いかがお過ごしでしょうか。
熱中症にはくれぐれもお気をつけください。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。



～トピックス～

1. 令和3年は固定資産の評価替えの年
2. 税務カレンダー（2021年8月）
3. 教育資金、結婚・子育て資金の非課税措置を延長！（後編）
4. 認定経営革新等支援機関への税理士の登場と期待
5. インボイス制度

令和3年は固定資産の評価替えの年

◆3年に一度の評価替え

令和3年度は、3年に一度の固定資産の評価替えの年（基準年度）です。新しい評価額は、令和4年度、令和5年度まで3年間適用され、市区町村の固定資産税納税通知書および課税明細書に記載されています。

◆令和3年度は負担調整措置で前年並み課税

土地の評価には、負担調整措置があります。固定資産の評価額に対する税負担に地域や土地による格差があるのは税の公平の観点から問題があることから、負担調整措置により負担水準（評価額に対する前年度課税標準額等の割合）が高い土地は税負担を引き下げたり、据え置いたりする一方、負担水準が低い土地については段階的に税負担を引き上げます。

令和3年度は、評価替えを起因とする税額の上昇を抑えるため、前年度と比較して価格が上昇する場合、令和2年度課税標準額に据え置かれます。納税者の負担は令和2年と同じですが、評価額そのものは改定されているので、しっかり確認しましょう。

◆宅地評価は相続税と異なります

宅地は地方税法の定める「固定資産評価基準」により評価されます。固定資産税の路線価が設定される地域では、路線価に画地補正率を乗じ、さらに修正率を乗じて、1㎡あたりの土地評価額を算定します（修正率は毎年設定）。なお、画地補正率は、市町村（東京23区は東京都）の条例で独自に定めて適用することができます。

固定資産税路線価は、相続税の路線価と異なり、基準年度の前年1月1日（令和3基準年度は、令和2年1月1日）の地価公示価格、または不動産鑑定評価額の概ね70%で設定されます。また補正率は、相続税の補正率と同様のものが設定されていますが、地区の区分や適用される数値は相続税と異なるので注意が必要です。また令和3年度の修正率は、令和2年1月1日から令和2年7月1日までの地価の下落状況を反映して路線ごとに設定されています。今年は減額修正されている路線が多くあります。

2021年8月の税務

8月10日

- 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

8月31日

- 6月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税>
 - 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
 - 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
 - 12月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>（半期分）
- 消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（4月決算法人は2ヶ月分）<消費税・地方消費税>
- 個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告
- 個人事業税の納付（第1期分）（8月中において都道府県の条例で定める日）
 - 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第2期分）（8月中において市町村の条例で定める日）



夏季休業のお知らせ

誠に勝手ながら、下記の期間につきまして夏季休業とさせていただきます。
期間中はご不便ご迷惑をおかけ致しますが、何卒ご了承くださいませよう お願い申し上げます。

夏季休業期間：8月11日(水)～8月15日(日)

(後編) 教育資金、結婚・子育て資金の非課税措置を延長!

(前編からのつづき)

また、上記により相続等により取得したものとみなされる残額については、贈与者の子以外の孫が対象であれば、相続税額の2割加算の対象とされます。

なお、同特例の対象となる教育資金の範囲に、1日あたり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち、都道府県知事等から一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けたものに支払われる保育料等が追加され、これらの改正は2022年4月1日以後から適用されます。

一方、直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置についても、その適用期限が2年延長されますが、教育資金の場合と同様で、贈与者から相続等により取得したものとみなされる残額について、孫が対象であれば、相続税額の2割加算の対象とされ、この改正も2022年4月1日以後から適用されます。

なお、2023年4月1日以後は、受贈者の年齢要件の下限が18歳以上（現行：20歳以上）に引き下げられますので、該当されます方はご確認ください。



認定経営革新等支援機関への税理士の登場と期待

◆認定経営革新等支援機関とは

中小企業を巡る経営課題が多様化・複雑化する中、中小企業支援を行う支援事業の担い手の多様化・活性化を図るため、2012年8月30日に現在の「中小企業等経営強化法」が施行され、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関を認定する制度が創設されました。認定制度は、税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験が一定レベル以上の個人、法人、中小企業支援機関等を経営革新等支援機関として認定することにより、中小企業に対して専門性の高い支援を行うための体制を整備するものです。これは、経済産業省のホームページに掲載されている、冒頭の文章です。

◆事業再構築補助金の申請では

事業再構築補助金の場合では、認定経営革新等支援機関と相談して事業計画を策定し、事業実施段階でのアドバイスやフォローアップを行うこととされています。